

令和 2 年

赤平市議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 2 3 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 0 時 1 4 分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- | | | | |
|---------|--|---------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | | |
| 日程第 2 | 会期決定の件 | 日程第 1 2 | 議案第 1 1 5 号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | | |
| 日程第 4 | 市政の報告（市長・教育長） | | |
| 日程第 5 | 議案第 1 0 8 号 専決処分の承認を求めることについて
（赤平市税条例等の一部改正について） | 日程第 1 3 | 議案第 1 1 6 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 2 年度赤平市一般会計補正予算） |
| 日程第 6 | 議案第 1 0 9 号 専決処分の承認を求めることについて
（赤平市税条例の一部改正について） | 日程第 1 4 | 議案第 1 1 7 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 2 年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算） |
| 日程第 7 | 議案第 1 1 0 号 専決処分の承認を求めることについて
（赤平市国民健康保険条例の一部改正について） | 日程第 1 5 | 議案第 1 1 8 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 2 年度赤平市一般会計補正予算） |
| 日程第 8 | 議案第 1 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて
（赤平市国民健康保険条例の一部改正について） | 日程第 1 6 | 議案第 1 1 9 号 赤平市営テニスコート条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 1 1 2 号 専決処分の承認を求めることについて
（赤平市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について） | 日程第 1 7 | 議案第 1 2 0 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 1 3 号 専決処分の承認を求めることについて
（赤平市介護保険条例の一部改正について） | 日程第 1 8 | 議案第 1 2 1 号 赤平市墓地条例の全部改正について |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 1 4 号 専決処分の承認を求めることについて | 日程第 1 9 | 議案第 1 2 2 号 工事契約の締結について（防災行政無線整備工事） |
| | | 日程第 2 0 | 議案第 1 2 3 号 工事契約の締結について（統合小学校建設工事（建築主体）） |
| | | 日程第 2 1 | 議案第 1 2 4 号 工事契約の締結について（統合小学校建設工事（空 |

- 調換気設備))
- 日程第 2 2 議案第 1 2 6 号 赤平市固定資産
評価員の選任について
 - 日程第 2 3 議案第 1 2 7 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
 - 日程第 2 4 議案第 1 2 8 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
 - 日程第 2 5 議案第 1 2 9 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
 - 日程第 2 6 議案第 1 3 0 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
 - 日程第 2 7 議案第 1 3 1 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
 - 日程第 2 8 議案第 1 3 2 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
 - 日程第 2 9 議案第 1 3 3 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
 - 日程第 3 0 議案第 1 3 4 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
 - 日程第 3 1 議案第 1 3 5 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
 - 日程第 3 2 議案第 1 3 6 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
 - 日程第 3 3 議案第 1 3 7 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
 - 日程第 3 4 報告第 1 3 号 令和元年度赤平
市一般会計繰越明許費繰越計算書
の報告について
 - 日程第 3 5 報告第 1 4 号 株式会社赤平振
興公社の経営状況について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告(市長・教育長)
- 日程第 5 議案第 1 0 8 号 専決処分の承認
を求めることについて

- 日程第 6 議案第 1 0 9 号 専決処分の承認
を求めることについて
(赤平市税条例の一部改正につ
いて)
- 日程第 7 議案第 1 1 0 号 専決処分の承認
を求めることについて
(赤平市国民健康保険条例の一部
改正について)
- 日程第 8 議案第 1 1 1 号 専決処分の承認
を求めることについて
(赤平市国民健康保険条例の一部
改正について)
- 日程第 9 議案第 1 1 2 号 専決処分の承認
を求めることについて
(赤平市後期高齢者医療に関する
条例の一部改正について)
- 日程第 1 0 議案第 1 1 3 号 専決処分の承認
を求めることについて
(赤平市介護保険条例の一部改正
について)
- 日程第 1 1 議案第 1 1 4 号 専決処分の承認
を求めることについて
(赤平市介護保険条例の一部改正
について)
- 日程第 1 2 議案第 1 1 5 号 専決処分の承認
を求めることについて
(令和元年度赤平市一般会計補正
予算)
- 日程第 1 3 議案第 1 1 6 号 専決処分の承認
を求めることについて
(令和 2 年度赤平市一般会計補正
予算)
- 日程第 1 4 議案第 1 1 7 号 専決処分の承認
を求めることについて
(令和 2 年度赤平市国民健康保険
特別会計補正予算)

- 日程第15 議案第118号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度赤平市一般会計補正予算)
- 日程第16 議案第119号 赤平市営テニスコート条例の一部改正について
- 日程第17 議案第120号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第121号 赤平市墓地条例の全部改正について
- 日程第19 議案第122号 工事契約の締結について(防災行政無線整備工事)
- 日程第20 議案第123号 工事契約の締結について(統合小学校建設工事(建築主体))
- 日程第21 議案第124号 工事契約の締結について(統合小学校建設工事(空調換気設備))
- 日程第22 議案第126号 赤平市固定資産評価員の選任について
- 日程第23 議案第127号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第24 議案第128号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第25 議案第129号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第26 議案第130号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第27 議案第131号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第28 議案第132号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第29 議案第133号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第30 議案第134号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第31 議案第135号 赤平市農業委員会委員の任命について

- 日程第32 議案第136号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第33 議案第137号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第34 報告第13号 令和元年度赤平市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第35 報告第14号 株式会社赤平振興公社の経営状況について

○出席議員 10名

- | | |
|-----|----------|
| 1番 | 竹村 恵一 君 |
| 2番 | 安藤 繁 君 |
| 3番 | 木村 恵 君 |
| 4番 | 鈴木 明広 君 |
| 5番 | 五十嵐 美知 君 |
| 6番 | 北市 勲 君 |
| 7番 | 御家瀬 遵 君 |
| 8番 | 伊藤 新一 君 |
| 9番 | 東 成一 君 |
| 10番 | 若山 武信 君 |

○欠席議員 0名

○説明員

- | | |
|------------|---------|
| 市 長 | 畠山 渉 君 |
| 教育委員会教育長 | 高橋 雅明 君 |
| 監査委員 | 目黒 雅晴 君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 壽崎 光吉 君 |
| 農業委員会会長 | 中村 英昭 君 |
| 副市長 | 永川 郁郎 君 |
| 総務課長 | 若狭 正 君 |
| 企画課長 | 林 伸樹 君 |
| 財政課長 | 丸山 貴志 君 |
| 税務課長 | 坂本 和彦 君 |
| 市民生活課長 | 町田 秀一 君 |
| 社会福祉課長 | 蒲原 英二 君 |

介護健康推進課長	千葉 睦 君
商工労政観光課長	磯貝 直輝 君
農政課長	柳町 隆之 君
建設課長	林 賢治 君
上下水道課長	亀谷 貞行 君
会計管理者	伊藤 寿雄 君
あかびら市立病院 事務局長	井上 英智 君

教育 学校教育 委員会 課長	尾堂 裕之 君
” 社会教育 課長	野呂 道洋 君

監査事務局長	中西 智彦 君
--------	---------

選挙管理委員会 事務局長	若狭 正 君
-----------------	--------

農業委員会 事務局長	柳町 隆之 君
---------------	---------

○本会議事務従事者

議会 事務局長	井波 雅彦 君
” 総務議事 担当主幹	石井 明伸 君
” 総務議事 係長	笹木 芳恵 君

(午前10時00分 開 会)

○議長(若山武信君) これより、令和2年赤平市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、6番北市議員、8番伊藤議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から26日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から26日までの4日間と決定いたしました。

○議長(若山武信君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(井波雅彦君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は32件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。令和2年第1回定例会以降令和2年6月22日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載しております。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症関連につきまして申し上げます。感染確認者数が減少傾向とはいえ、いまだ終息する兆しは見えない新型コロナウイルス感染症でございますが、本市におきましては2月25日に赤平市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以降、これまで計9回の対策本部会議を開催したところでございまして、国や道の方針を踏まえ、庁内の体制や各課の対応について適宜確認を行ってまいりました。また、5月29日には対策本部の下に感染経済対策部を設置し、組織強化を図ったところでございます。現在赤平市における感染者の確認はされておりませんが、道内各地、特に札幌市を中心とする石狩管内をはじめ、空知管内、近隣においても感染者が確認されておりますことから、人の往来等により、いつ本市で感染者が発生してもおかしくない状況はこれまでと同様と認識しており、今後も危機感を持って対応してまいります。

次に、地域の経済対策についてでございますが、既に道及び国による緊急事態宣言は解除されておりますが、これまでの休業要請、自粛要請により、あらゆる事業、経済活動が停滞し、地域経済に大きな影響を及ぼしている状況でございます。特に影響を大きく受けている市内飲食店等への支援につきましては、商工会議所からの緊急要望にもございましたが、2月28日から3月19日まで、道の緊急事態宣言や特措法に基づく国の緊急事態措置等により4月から5月にかけての休業要請等があり、特に地域経済への危機的状況を踏まえ、著しく売上が落ち込む地元飲食店等への対策として、飲食店、スナック、酒類取扱業者へ一律20万円を支援する赤平市新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金を創設し、関

連予算を4月23日、専決処分をさせていただいたところであり、商工会議所のご協力をいただきながら、各店舗へ制度と手続の説明を行い、4月30日から支給を開始させていただき、これまで合計51件の申請を受け、1,020万円を支給したところでございます。現在は、休業や営業縮小されていた店舗もほとんどが通常どおりの営業を再開されている状況でございますが、以前と変わらぬにぎわいを見せるには相当な時間を要することが予想され、地域経済への影響は深刻であると感じております。本市といたしましても、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金をはじめ、今後も感染拡大防止とともに地域経済の回復のため、支援を図ってまいります。

次に、特別定額給付金についてでございますが、令和2年4月27日現在、赤平市住民基本台帳に登録されている5,797世帯、9,808人に対し、5月8日、申請書の発送を行い、5月11日より申請受付業務を行ったところでございます。受付種別につきましては、郵送が5,128件、オンラインが54件でありました。また、窓口での受付は464件でございます。うち東公民館、平岸コミュニティセンターでの受付が29件ございました。給付の状況につきましては、6月19日現在の状況でございますが、申請者数5,597世帯、9,531人に給付を行ったところでございまして、給付率97.2%となっているところでございます。本市の申請受付期限は8月7日までとなっております。現在のところ未申請者については約150件となっており、それらの方に対しても広報等で周知徹底を図るほか、今後も情報収集等を行い、限りなく100%に近い給付率を目指し、取り組んでまいります。

次に、イベントへの対応についてでございますが、既に広報等でお知らせしておりますとおり、4月17日から19日に開催予定でございました、らんフェスタ赤平2020並びに7月18日、19日に開催予定でありました第49回あかびら火まつりの両イベントにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、関係者と協議の上、ご来場されるお客様並びに関係者の皆様の安全を考慮し、開催中止の決定をさせて

いただいたところであります。今後のイベントにおきましても、人の往来がありますことから、道内感染者数の状況など注視し、感染症対策の取組を参考にしながら、開催の可否並びに開催した場合の内容について市民の皆様の安全確保を第一に判断してまいります。

このような非常に厳しい状況下ではございますが、市民の皆様をはじめ、市議会の皆様、企業、団体、事業者の皆様が行政と一体となって乗り越えなければなりません。今後も皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金、ふるさと納税について申し上げます。本市におきましては、寄附者に対しお礼の品をお送りするふるさと納税について平成27年度より本格的にスタートしておりますが、これまで赤平市にゆかりのある方をはじめとする全国各地の皆様から多くのご支援を賜り、令和元年度につきましては約2万5,500件、6億円ものご寄附をいただき、改めて厚く御礼申し上げる次第でございます。全国の皆様からいただいた心温まるご寄附につきましては、本市のまちづくりのために大切にに使わせていただくとともに、事業者様と一層連携し、返礼品となる特産品等のPRを積極的に行い、今年度もご支援いただけるよう努めてまいります。

次に、交通安全について申し上げます。春の全国交通安全運動は、4月6日から15日までの10日間、市民の皆様のご協力の下、交通安全旗の設置をはじめ、延べ1,049名の方にご参加いただき、早朝交通安全街頭啓発を行ったところでございます。本市におきましては、平成25年12月3日から続いております交通事故死ゼロの日が本年3月で2,300日に到達し、このままいけば来週6月29日には2,400日となる予定でございまして、さらに赤平市民が他の市町村においても死亡事故を発生させない、いわゆるパーフェクト市町村にもなっており、これもひとえに市民並びに関係団体の皆様のご尽力によるものと改めて感謝申し上げます。今後も交通安全意識を高め、交

通事故防止の徹底、安心、安全な地域づくりを交通安全団体並びに町内会や市民の皆様と一層連携を図り、通事故防止に努めてまいります。

最後に、工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（若山武信君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（高橋雅明君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告をいたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、新型コロナウイルス感染症関連についてであります。2月27日から春休み期間まで継続された臨時休校期間を経て、4月6日に一旦市内小中学校及び赤平幼稚園が再開されましたが、国の緊急事態宣言に基づく北海道知事の休業要請により、わずか2週間後の4月20日から5月31日まで再び長期にわたる休業期間となりました。4月30日から5月中におきましては、分散登校を適宜実施しながら学校再開に向けた準備を進め、北海道知事の休業要請解除により、6月1日より学校が再開されました。それ以降順調な教育活動が続いており、子供たちも落ち着きを取戻しつつあります。しかしながら、臨時休業による学習活動の遅れは多大であり、例年4月に実施の全国学力・学習状況調査が中止され、また本市においても学びの保障の観点から、運動会、体育大会など行事の中止や夏季休業期間の短縮による登校日の設定など、苦渋の選択を行ったところであります。

次に、このような状況の下で保護者等の出席者を制限し、実施いたしました市内小中学校の卒業式及び入学式についてであります。卒業式は小学校が3月19日、中学校が3月12日に行われ、小学校3校では60名の児童、中学校では55名の生徒が思い出を胸に学びやを後にしました。また、入学式は4月6日に行われ、新入学児童が47名、中学校進級者が67名となっております。なお、赤平幼稚園においては、

卒園式が3月16日に行われ、19名が卒園し、入園式が4月8日に行われ、12名が入園したところです。

次に、令和2年4月1日付教職員人事異動についてであります。本年度は退職者4名を含む転出教職員23名に対して転入教職員21名を受け入れたところであります。

次に、学級編制の状況についてであります。3月定例会におきまして令和2年度の児童生徒数及び学級編制の見込みについて申し上げましたが、5月1日現在、小学校においては児童数が284名で、普通学級16学級、特別支援学級7学級の合計23学級となり、中学校においては生徒数が171名で、普通学級6学級、特別支援学級3学級の合計9学級として認可を受けたところであります。また、赤平幼稚園の編成状況につきましては、3歳児9名、4歳児13名、5歳児17名の合計39名で、3学級となったところです。

次に、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の施策として平成28年度より制度を開始しました人材育成・定住促進奨学金についてであります。本年度の申請者は21名おまして、4月27日開催の第7回教育委員会及び5月31日開催の第8回教育委員会において審議し、申請者21名全員の決定を行ったところであります。決定者の内訳は、高校生が5名、専門学校生が8名、短期大学生が1名、私立大学生7名となっており、継続者と合わせると奨学生は47名となったところであります。また、高等学校等通学費等支援事業につきましては、本年度より支給額を月額5,000円から7,000円としたところですが、5月中旬に対象者と思われる保護者宛てに申請の勧奨通知を行い、申請の受付を行っているところであります。

続きまして、社会教育関係について申し上げます。初めに、新型コロナウイルス感染防止措置として行いました社会教育施設等の休館、閉鎖の状況について申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、北海道独自の緊急事態宣言が出されたことなどを受け、3月31日まで休館、利用制限を行っていましたが、緊急事態宣言が終了したこともあり、

4月1日から社会教育施設等につきましては一旦再開をいたしました。4月16日に特措法による国の緊急事態宣言が北海道を含む全国に拡大され、北海道の休業要請などを受け、図書館も含め再び18日から施設を休館としたところです。結果、3月5日から5月の25日まで、交流センターみらい、東公民館、総合体育館、ふれあいホールにつきましては65日間、炭鉱遺産ガイダンス施設につきましては55日間、図書館につきましては28日間、赤平パークゴルフ場などの野外スポーツ施設につきましては17日間、それぞれ休館、閉鎖としたところであります。なお、市民プールにつきましては、例年どおり6月1日からオープンしております。現在社会教育施設等につきましては全て開館しておりますが、より一層感染防止に努めてまいります。

次に、社会教育事業についてですが、青少年健全育成事業として毎年行っておりますふるさと少年教室につきましては、本年は新型コロナウイルスの感染拡大等の影響を受け、青少年育成連絡協議会と協議をし、やむなく中止としたところであります。

次に、社会体育関係であります。北翔大学との包括連携協定事業として行っております子供体力測定会、走り方教室であります。新型コロナウイルスの感染拡大等の影響を受け、運動会も中止となったこともあり、北翔大学と協議をし、中止となったところであります。

以上、教育行政の概要についてご報告をさせていただきましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 暫時休憩といたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若山武信君） 日程第5 議案第108号専決処分の承認を求めることについて（赤平市税条例等

の一部改正について）、日程第6 議案第109号専決処分の承認を求めることについて（赤平市税条例の一部改正について）を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第108号及び109号専決処分の承認を求めることについて、赤平市税条例等の一部改正につきまして、関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等の公布により、赤平市税条例及び赤平市税条例等の一部を改正する条例の一部改正が必要になり、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めるとでございます。

初めに、議案第108号につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことから、ひとり親控除適用に向けた改正等、本条例を改正する必要がある、令和2年3月31日に専決処分をしたものであります。

次に、議案第109号であります。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年4月30日にそれぞれ公布されたことから、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の手續等、本条例を改正する必要がある、令和2年4月30日に専決処分をしたものであります。

以上、議案第108号及び第109号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第108号、第109号については、会議規則第36

条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第108号、第109号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第108号、第109号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長(若山武信君) 日程第7 議案第110号専決処分承認を求めることについて(赤平市国民健康保険条例の一部改正について)、日程第8 議案第111号専決処分承認を求めることについて(赤平市国民健康保険条例の一部改正について)を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 議案第110号及び第111号専決処分の承認を求めることについて、赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症対策に関しまして、赤平市国民健康保険条例の一部改正が必要になり、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めらるものでございます。

初めに、議案第110号につきましては、厚生労働省

保険局より、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について通知があったところですが、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で給与の支払いを受けている者に対して、一定期間に限り、傷病手当金を支給するため、通知が令和2年3月24日に交付されたことから、傷病手当金の支給等、本条例を改正する必要がある、令和2年4月13日に専決処分をしたものであります。

次に、議案第111号であります。令和2年5月1日付で厚生労働省保険局国民健康保険課長より、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料、税の減免に対する財政支援の基準についての通知があり、さらに5月18日付で北海道保健福祉部健康安全局国保医療課長より、国民健康保険料、税の減免に対する財政支援に関する条例参考例が示され、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る減免規定を整備することから、保険料の減免の特例等、本条例を改正する必要がある、令和2年5月25日に専決処分をしたものであります。

以上、議案第110号及び第111号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第110号、第111号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号、第111号については、委員

会付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第110号、第111号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長(若山武信君) 日程第9 議案第112号専決処分の承認を求めることについて(赤平市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について)を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 議案第112号専決処分の承認を求めることについて、赤平市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

厚生労働省保険局より、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給についての通知が令和2年3月24日付であったことから、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給のため、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正が令和2年4月10日付で専決処分された通知があり、それに伴い、本条例を改正する必要がありますことから、令和2年4月13日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めらるものでございます。

本市の条例改正に関連する主な改正内容といたしましては、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第5条の傷病手当金の支給

に係る申請書の提出の受付事務を加えることから、号の追加等を行うものです。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第112号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第112号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第112号について採決をいたします。

本案は、原案どおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長(若山武信君) 日程第10 議案第113号専決処分の承認を求めることについて(赤平市介護保険条例の一部改正について)、日程第11 議案第114号専決処分の承認を求めることについて(赤平市介護保険条例の一部改正について)を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 議案第113号及び第114号専決処分の承認を求めることについて、赤平市

介護保険条例の一部改正につきまして、関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。

介護保険法施行令及び今般の新型コロナウイルス感染症対策に関しまして赤平市介護保険条例の一部改正が必要になり、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めますのでございます。

初めに、議案第113号につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布されたことから、保険料軽減の完全実施のため、本条例を改正する必要がある、令和2年3月30日に専決処分をしたものであります。

次に、議案第114号であります、令和2年4月9日付で厚生労働省老健局介護保険計画課より、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援についての事務連絡があり、所定の基準により減免措置を実施する場合には国費による財政支援が行われることから、保険料の減免の規定の追加など、本条例を改正する必要がある、令和2年4月28日に専決処分をしたものであります。

以上、議案第113号及び第114号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第113号、第114号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第113号、第114号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第113号、第114号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおりに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長（若山武信君） 日程第12 議案第115号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度赤平市一般会計補正予算）、日程第13 議案第116号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度赤平市一般会計補正予算）、日程第14 議案第117号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算）、日程第15 議案第118号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度赤平市一般会計補正予算）を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（永川郁郎君）〔登壇〕 議案第115号から議案第118号までの専決処分の承認を求めることについては、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたため、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めますのでございます。

初めに、議案第115号の別紙をお願いいたします。まず、1件目の専決処分書として、令和2年3月27日付で専決処分を行いました令和元年度赤平市一般会計補正予算（第8号）につきましては、第1

条で歳入歳出にそれぞれ600万円を追加し、予算の総額を94億4,183万6,000円とするものであります。

事項別明細書の6ページをお願いいたします。歳出、2款1項9目企画費600万円の増額は、ふるさとガンバレ応援寄附金の決算見込みに伴い、あかびらガンバレ応援基金積立金に不足が生じたことから、関連経費を増額するものであります。

議案第116号の別紙をお願いいたします。次に、2件目の専決処分として、令和2年4月23日付で専決処分を行いました令和2年度赤平市一般会計補正予算（第1号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ1,846万円を追加し、予算の総額を98億9,291万9,000円とするものであります。

事項別明細書の4ページをお願いいたします。歳入、17款1項1目一般寄附金49万9,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症防止対策として寄せられた寄附金を計上するものです。

同じく、18款1項1目財政調整基金繰入金1,796万1,000円の増額は、今回の補正による歳入不足額を調整するものであります。

事項別明細書の6ページをお願いいたします。歳出、4款1項3目感染症予防費646万円の増額は、新型コロナウイルス感染症防止対策に必要なマスク、消毒液等の衛生資材を購入するため、消耗品費を増額するものであります。

8ページをお願いいたします。7款1項1目商工業振興費1,200万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に深刻な状況の飲食店等に対する支援のため、1店舗につき一律20万円の支援金を支給するものです。なお、支給対象は飲食店等60店舗を見込んでおります。

議案第117号の別紙をお願いいたします。次に、3件目の専決処分書として、令和2年4月23日付で専決処分を行いました令和2年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ30万円を追加し、予算の総額を14億7,298万8,000円とするものであります。

事項別明細書の6ページをお願いいたします。歳

出の2款6項1目傷病手当金30万円の増額は、条例改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し、傷病手当金を支給するための負担金を計上するもので、全額道支出金が充当されま

す。続きまして、議案第118号の別紙をお願いいたします。次に、4件目の専決処分として、令和2年5月1日付で専決処分を行いました令和2年度赤平市一般会計補正予算（第2号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ10億804万3,000円を追加し、予算の総額を109億96万2,000円とするものであります。

事項別明細書の6ページをお願いいたします。歳出、2款1項17目特別定額給付金事業費9億9,723万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、給付対象者1人につき10万円を支給する特別定額給付金及び事務費を計上するもので、全額国庫支出金が充当されます。

事項別明細書の8ページをお願いいたします。3款2項4目保育所費100万円の増額は、新型コロナウイルス感染症防止対策に必要な保健衛生備品である空気清浄機を購入するため、備品購入費を増額するもので、全額国庫支出金が充当されます。

3款2項9目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費900万7,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人当たり1万円を支給する子育て世帯臨時特別給付金及び事務費を計上するもので、全額国庫支出金が充当されます。

続きまして、10ページをお願いいたします。10款2項1目幼稚園費50万円の増額は、新型コロナウイルス感染症防止対策に必要な保健衛生備品である空気清浄機を購入するため、備品購入費を増額するもので、全額国庫支出金が充当されます。

以上、議案第115号から議案第118号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜ります

ようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。北市議員。

○6番（北市勲君） よろしく申し上げます。まず、第1点目、議案第116号、歳出の商工費でございますが、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援として1,200万円についての支出がありました。4月30日に支出ということで、これを受け取られた多くの事業者が大変喜んでる声を聞いております。しかし、専決処分になった、議会を招集する時間がなかったということでございますけれども、もう少し詳しく説明する必要があるかと思っておりますが、よろしく願いいたします。

次に、議案第118号、民生費の保育所費と、それと教育費の幼稚園費ですが、これも施設用備品費として保育所に100万円、それから幼稚園費として50万円の支出がありますけれども、これについては空気清浄機3台、それから同じく次亜塩素酸用の空気清浄機3台と赤外線体温計2台の設置の費用と聞いておりますけれども、これについてはもう設置されたのかどうか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山武信君） 副市長。

○副市長（永川郁郎君） まず、1点目のご質問についてでございますけれども、当初我々としましては4月下旬に臨時会をお開きいただきまして、5月の連休明け後に速やか支給ができるように準備をしていたところでございますが、その後商工会議所等をはじめとしまして、いろんな市民の声としまして一日も早く支給をしていただきたいというお声があったのでありますので、それを踏まえまして専決処分をして、4月中の支給をさせていただいたということでご理解をいただきたいと存じます。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（蒲原英二君） 保育所費の備品に関してなのですが、在庫的に品薄ということ

で、まだ今現在は入ってはおりません。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） 幼稚園の空気清浄機に関しましては、2段階を想定した中で整備を進めておりまして、1台の最初の空気清浄機につきましてはそれぞれ各保育室に3台もう入っておりますが、残り、それプラスハイブリッドというか、次亜塩素酸の空気清浄機につきましては今発注中でありまして、まだ納品にはなっておりません。

以上です。

○議長（若山武信君） そのほかございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第115号、第116号、第117号、第118号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第115号、第116号、第117号、第118号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第115号、第116号、第117号、第118号について一括採決いたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

暫時休憩いたします。

（午前11時09分 休憩）

(午前11時20分 再開)

○議長(若山武信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第16 議案第119号赤平市営テニスコート条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 議案第119号赤平市営テニスコート条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

本条例に規定しております大町テニスコート及び文京テニスコートにつきましては、中学校の統合や利用が見込めないなどの理由から、廃止及び利用停止としており、本条例から削除する所要の改正を行うものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第119号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長(若山武信君) 日程第17 議案第120号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 議案第120号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

令和2年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する

政令が令和2年3月31日に公布され、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置など改正されましたこと、さらには段階的に標準税率に近づけるよう、国民健康保険税を見直していくこととしておりますが、令和2年度の国民健康保険税につきまして5月27日に開催されました国民健康保険運営協議会においてご審議いただきまして、諮問のとおりとして5月28日、答申をいただきましたことなどから、所要の改正を行うもので、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものとし、その他の規定につきましてはは公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するなどとするものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第120号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長(若山武信君) 日程第18 議案第121号赤平市墓地条例の全部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 議案第121号赤平市墓地条例の全部を改正する条例につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

これまで豊里墓地、茂尻墓地、赤平墓地、住吉墓地及び百戸墓地につきましては赤平市墓地条例に、赤平霊園及び赤平第二霊園につきましては赤平市霊園条例にそれぞれ定め、運用してきておりますが、豊里墓地に合同墓を設置することを契機に、この合同墓の規定を加えるなど一本化し、章立ての条例とし、赤平市墓地等条例として全部改正しようとする

ものであります。

第1章は条例の趣旨等を定めた総則で、第2章はこれまで赤平市墓地条例で定められていたものでありまして、墓地条例について規定してございます。

第3章は、これまで赤平市霊園条例で定められていたもので、霊園について規定してございます。

第4章は、合同墓について定めたもので、使用者の資格や生前予約使用等につきまして定めてございます。

第5章は、雑則について定めたもので、無縁故者等の埋葬や損害の賠償等につきまして定めてございます。

附則でございますが、第1項として、この条例は令和2年9月1日から施行するものとして施行期日を定め、第2項として、この条例に一本化いたしますことから、赤平市霊園条例の廃止を定め、第3項として経過措置を、第4項として、これまで霊園の管理のため霊園管理基金を設置しておりましたが、合同墓の管理においても必要なことから、墓地等管理基金と名称を変え、赤平市霊園管理基金条例の一部改正を行うものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第121号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第19 議案第122号工事契約の締結について（防災行政無線整備工事）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第122号工事契約の締結について（防災行政無線整備工事）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

防災行政無線整備工事につきましては、市民の安全を守るため、Jアラートからの情報や防災情報を屋外拡声局、戸別受信機を用いて速やかに周知することを目的として整備されるものであります。

契約の方法につきましては、4月22日告示の制限付一般競争入札の公告に基づき、地元建設業者で構成されました2つの特定建設工事共同企業体により5月25日に入札を執行したところであります。

議案第122号工事契約の締結について（防災行政無線整備工事）について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、契約の目的、防災行政無線整備工事。

2、契約の方法、制限付一般競争入札。

3、契約金額、2億3,760万円。

4、契約の相手方、相栄・末廣屋特定建設工事共同企業体で、代表者、構成員につきましては記載のとおりでございます。

なお、工事の場所、工期、工事の概要につきましては別紙、参考資料に記載のとおりであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第122号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第122号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第122号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(若山武信君) 日程第20 議案第123号工事契約の締結について(統合小学校建設工事(建築主体))、日程第21 議案第124号工事契約の締結について(統合小学校建設工事(空調換気設備))を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 議案第123号及び第124号工事契約の締結につきまして、一括して提案の趣旨をご説明申し上げます。

統合小学校建設工事につきましては、茂尻、豊里、赤間の3小学校を統合し、令和4年4月1日に開校を予定している新小学校校舎等建設に伴うもので、予算につきましては令和2年度、3年度の2か年事業で、3月開催の第1回定例会にてご承認をいただいているところです。

契約の方法につきましては、4月30日告示の制限付一般競争入札の公告に基づき、参加資格の申込みがありました地元建設業者等で構成されるそれぞれ3つ特定建設工事共同企業体により6月1日に入札を執行したところではありますが、それぞれの工事につきまして契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最初に、議案第123号工事契約の締結について(統合小学校建設工事(建築主体))でございますが、記といたしまして、1、契約の目的、統合小学校建

設工事(建築主体)。

2、契約の方法、制限付一般競争入札。

3、契約金額、16億5,643万600円。

4、契約の相手方、植村・和泉・武藤特定建設工事共同企業体で、代表者、構成員につきましては記載のとおりでございます。

なお、工事の場所、工期、工事の概要及び予定価格1億5,000万円未満のその他工事につきましては別紙、参考資料に記載のとおりであります。

次に、議案第124号工事契約の締結について(統合小学校建設工事(空調換気設備))でございますが、記といたしまして、1、契約の目的、統合小学校建設工事(空調換気設備)。

2、契約の方法、制限付一般競争入札。

3、契約金額、2億3,045万円。

4、契約の相手方、石川・植村特定建設工事共同企業体で、代表者、構成員につきましては記載のとおりでございます。

なお、工事の場所、工期、工事の概要につきましては別紙、参考資料に記載のとおりであります。

以上、議案第123号及び議案第124号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第123号、第124号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第123号、第124号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありません

か。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第123号、第124号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩といたします。

(午前11時38分 休憩)

(午前11時45分 再開)

○議長(若山武信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第22 議案第126号赤平市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山涉君) [登壇] 議案第126号赤平市固定資産評価員の選任につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

前赤平市固定資産評価員でありました田村裕明氏の辞任に伴いまして、その後任といたしまして坂本和彦氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

記といたしまして、氏名、坂本和彦、生年月日、昭和39年1月6日、現住所、赤平市東文京町1丁目3番地27でございます。

また、経歴につきましては、別添参考資料のとおりでございます。昭和61年、赤平市に奉職以来34年余りにわたりまして各分野での行政職歴の下、現在赤平市税務課長の職にあります。同氏の豊富な経験から、赤平市固定資産評価員として適任と考えますので、ご同意賜りますようよろしくご審議のほどお

願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第126号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第126号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第126号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

○議長(若山武信君) 日程第23 議案第127号赤平市農業委員会委員の任命について、日程第24 議案第128号赤平市農業委員会委員の任命について、日程第25 議案第129号赤平市農業委員会委員の任命について、日程第26 議案第130号赤平市農業委員会委員の任命について、日程第27 議案第131号赤平市農業委員会委員の任命について、日程第28 議案第132号赤平市農業委員会委員の任命について、日程第29 議案第133号赤平市農業委員会委員の任命について、日程第30 議案第134号赤平市農業委員会委員の任命について、日程第31 議案第135号赤平市農業委員会委員の任命について、日程第32 議案第136号赤

平市農業委員会委員の任命について、日程第33 議案第137号赤平市農業委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第127号から第137号までの赤平市農業委員会委員の任命につきまして、一括して提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在の農業委員会委員の任期につきましては、全ての委員が本年7月19日で任期満了を迎えることから、議案第127号から第137号までの11名を農業に関し識見を有する方といたしまして新たな農業委員会として任命いたしたいと存じますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

初めに、議案第127号、氏名、河崎寿朗、生年月日、昭和42年12月15日、現住所、赤平市住吉町325番地4。

続きまして、議案第128号、氏名、中村英昭、生年月日、昭和34年4月10日、現住所、赤平市幌岡町17番地。

続きまして、議案第129号、氏名、吉本政史、生年月日、昭和43年12月13日、現住所、赤平市幌岡町71番地。

続きまして、議案第130号、氏名、鈴木要助、生年月日、昭和28年5月30日、現住所、赤平市東豊里町102番地。

続きまして、議案第131号、氏名、元島康裕、生年月日、昭和58年3月1日、現住所、赤平市共和町131番地5。

続きまして、議案第132号、氏名、浮田直利、生年月日、昭和47年10月18日、現住所、赤平市共和町220番地40。

続きまして、議案第133号、氏名、伊藤修、生年月日、昭和35年6月3日、現住所、芦別市南1条東1丁目4番地の5。

続きまして、議案第134号、氏名、池松洋一、生年月日、昭和30年3月12日、現住所、赤平市平岸新光町6丁目27番地。

続きまして、議案第135号、氏名、中西幸一、生年

月日、昭和32年8月2日、現住所、赤平市住吉町352番地。

続きまして、議案第136号、氏名、菅井星秋、生年月日、昭和55年11月16日、現住所、赤平市幌岡町5番地。

続きまして、議案第137号、氏名、高橋ノリ子、生年月日、昭和20年2月16日、現住所、赤平市幸町2丁目53番地。

以上11名のご提案でございます。

また、経歴につきましては、別添参考資料のとおりでございます。

なお、農業委員会委員の任命につきましては、本年7月20日から令和5年7月19日までとなります。

以上、議案第127号から第137号につきまして、赤平市農業委員会委員として適任と考えますので、ご同意賜りますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第127号、第128号、第129号、第130号、第131号、第132号、第133号、第134号、第135号、第136号、第137号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第127号、第128号、第129号、第130号、第131号、第132号、第133号、第134号、第135号、第136号、第137号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第127号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。
これより、議案第128号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。
これより、議案第129号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。
これより、議案第130号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。
これより、議案第131号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。
これより、議案第132号について採決をいたしま

す。
本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。
これより、議案第133号について採決をいたしま

す。
本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。
これより、議案第134号について採決をいたしま

す。
本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。
これより、議案第135号について採決をいたしま

す。
本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。
これより、議案第136号について採決をいたしま

す。
本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。
これより、議案第137号について採決をいたしま

す。
本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。

○議長(若山武信君) 日程第34 報告第13号令和元年度赤平市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 説明省略との声がありましたので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第13号については、報告済みといたします。

○議長(若山武信君) 日程第35 報告第14号株式会社赤平振興公社の経営状況についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長(永川郁郎君) [登壇] 報告第14号株式会社赤平振興公社の経営状況につきまして、ご報告申し上げます。

第38期営業年度、株式会社赤平振興公社事業報告書、決算報告並びに株主資本等変動計算書についてご説明申し上げます。

最初に、1ページの事業概要であります。庶務事項といたしまして、昨年は6月5日に定時株主総会を開催しております。以降10月まで、取締役会を記載のとおり案件で開催しております。

次に、2ページの事業報告書について申し上げます。1、保養センター事業につきましては、今期の入館者は前期より518人の減となりました。減少の要因としましては、人口減少や高齢化に係る様々な要因があると考えられます。一方で、繁忙期の7月、8月は天候に恵まれたことに加え、キャンプブーム

でもあり、キャンパーの入館者が多かったことから、前期より大幅に入館者の減少率が改善されましたが、新型コロナウイルスに関する北海道知事による緊急事態宣言が発せられた直後から入館者が減少し、3月の入館者は前年度比1,590人減少し、年間入館者数に大きく影響したところであります。

当施設は、開設から24年が経過し、設備などの老朽化が進んでいることもあり、機械器具類等の故障が多く発生しましたが、市担当係の迅速な対応により、営業に大きな支障を来すことなく推移したところであります。今期は、利用頻度の少ないゲームコーナーを廃止し、お客様にリラックスできる空間を提供するため模様替えをしたほか、赤平医師会からは血圧計の贈呈をいただき、多くの入館者の皆様に喜んでいただいているところであります。また、集客に向けて、休憩スペースで使用しているソファや座布団、さらに子供の遊具及び照明のLED化など、快適に過ごしていただけるように温泉施設の充実、整備に努めたところであります。

2、ケビン村事業につきましては、近年のアウトドア志向やキャンプブームなど様々な要因により、前期実績に比べケビンの利用が38棟の増加となりましたが、新型コロナウイルス緊急事態宣言後には宿泊予約のキャンセルが8件あり、3月の前年同月比では13棟の減少となったところであります。また、集客に向けて、老朽化したダイニングテーブル、椅子、じゅうたん、布団を整備し、設備の充実に努めたところであります。

次に、3ページの3、エルム高原施設管理事業につきましては、家族旅行村におけるキャンプ利用人数で2,509人の増加、テニスコートなどの施設の利用も含めると2,601人の増加となりました。特に10月から3月までの冬のキャンパーが前年同期と比較して742人増加しており、前年度から倍増したところであります。オートキャンプ場の利用人数につきましても、前年と比較しますと利用者数で1,035人、利用サイト数で262件の増加となったところであります。増加の要因といたしましては、キャンプブームに加え、

夏休み時期の7月、8月は天候に恵まれたことと冬のキャンパーの増加も要因と考えております。また、集客に向けて家族旅行村の2か所に設置している簡易トイレとオートキャンプ場の各サイトに設置している炉の整備に努めたところであります。

次に、4、じん芥収集運搬事業につきましては、一般ごみの収集量が1.31トンの微増、資源ごみは6.82トンの減少となっております。全体で約5.51トンの減少となっております。なお、平成26年度から毎年ごみの量は減少しており、人口減や高齢化によるものが主な要因と考えております。

次に、5、住友地区共同浴場事業につきましては、前期より3,628人の減となりました。過去5年間の入浴状況を見ましても、毎年最低で3,000人台から最高で9,000人台の減少が続いており、その要因は人口減や高齢化が主な要因であると考えております。

次に、6、公共施設及び公園等管理事業につきましては、市内高齢者に雇用の場を提供することを目的に平成28年度より事業を開始し、4年が経過したところです。各公園の管理、墓地の清掃など、市民の方が多く集まる場所を清潔かつ健全に管理したところです。

次に、4ページの令和2年3月31日現在の貸借対照表についてご説明申し上げます。資産の部であります。現金、普通預金及び定期預金並びに売掛金、未収金などを合わせますと流動資産は4,831万3,860円となっております。なお、未収金につきましては、赤平市から支払われる3月分の委託料となっております。また、固定資産につきましては、トラック、除雪機、草刈り機などの減価償却を終えた建物附属設備、車両運搬具及び備品を合わせますと150万6,362円で、資産の部の合計は4,982万222円となっております。

次に、負債・資本の部であります。流動負債につきましては、売掛金、未払い金及び預り金などを合わせますと2,720万159円となっており、未払い金は給料を含めた3月分の会社経費となっております。純資産につきましては、資本金、利益準備金、繰越

し利益剰余金を合わせますと2,262万63円となっております。負債・資本の部合計は資産の部合計と同額の4,982万222円であります。

次に、5ページの第38期営業年度の損益計算書についてご説明申し上げます。営業収益のうち、販売売上げ収益につきましては、入館料、レストランでの飲食料、宴会料やケビンの利用料、家族旅行村及びオートキャンプ場でのキャンプ利用料などを合わせまして7,727万4,764円となっております。また、受託事業収益につきましては、ゆったり温泉、ケビン、家族旅行村及びオートキャンプ場の管理及びごみの収集並びに公園等の草刈りなど、主に赤平市からの委託収入である事業収益が9,300万8,487円となっております。以上、販売売上げ収益と受託事業収益を合わせた営業収益の合計は1億7,028万3,251円となっております。

次に、営業費用のうち、販売売上げ費用につきましては、物品等の仕入れ原価となっております。また、販売費及び一般管理費につきましては、人件費をはじめ、各事業に係る経費などとなっております。販売売上げ費用と販売費及び一般管理費を合わせました営業費用の合計は1億6,898万2,997円となり、営業収益から営業費用を差し引いた130万254円が営業利益となったところですが、ほかに自販機手数料などの営業外収益を加え、さらに営業外損失及び法人税充当額を差し引きまして、結果といたしまして令和元年度の当期純利益は118万515円でありませぬ。

次に、6ページの株主資本等変動計算書についてご説明を申し上げます。当期の剰余金でございますが、下段の表のその他資本剰余金及びその他利益剰余金の内訳書の右側の欄を御覧ください。前期末の残高は753万1,548円でしたが、当期の純利益を加えました871万2,063円を当期末残高として次期繰越金とするものでございます。

次に、7ページ、結びでございますが、第38期営業年度はアウトドア志向、キャンプブームなどによりましてケビン、家族旅行村、オートキャンプ場の

利用が大きく伸び、またキャンパーの多くの皆さんが温泉をご利用いただいたことなどから、最終的には今期118万515円の純利益を計上することができました。この結果、次期繰越し剰余金は871万2,063円となったところです。今後におきましても、新型コロナウイルスの影響は否めませんが、市内外の情勢や景気動向を注視し、一層の効率的な事業の執行に努めてまいりたいと結んでおります。

なお、8ページには監査報告書、9ページから11ページにかけては決算に係る資料、12ページから18ページにかけては事業実績に関する資料を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、ご報告申し上げますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第14号については、報告済みといたします。

○議長（若山武信君） お諮りいたします。

委員会審査のため、明日24日、1日休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、明日24日、1日休会することに決しました。

○議長（若山武信君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 0時14分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)